

## 災害危険区域内における建築物の建築に係る安全基準に関する要綱

(平成 24 年 9 月 5 日 市長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、仙台市災害危険区域条例（昭和49年仙台市条例第49号。以下「条例」という。）第 2 条第 3 号及び第 4 号に規定する区域内における建築物の建築に係る安全に関する基準を定めるものとする。

(敷地の利用に係る基準)

第 2 条 前条に規定する区域内において建築される建築物の敷地は、次の各号に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 雨水の排水溝、排水管、溜ます等が設置され、当該敷地及び当該敷地に近接するがけに影響を及ぼさないように排水の措置が講じられていること
- (2) 1 m<sup>2</sup>につき 5 kN以上の土石その他これに類するものによる荷重が加えられていないこと
- (3) がけに近接して池が設置されていないこと

(高さ 2 m未満の擁壁に係る基準)

第 3 条 第 1 条に規定する区域内に設置される高さ 2 m未満の擁壁で、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の適用を受けないものについては、同法第 13 条に規定する宅地造成等に関する工事の技術的基準等に準じて設置されなければならない。

(配管の構造に係る基準)

第 4 条 第 1 条に規定する区域内において建築される建築物の設備用配管については、地中部分との接続箇所にフレキシブル継手を用いる等の措置が講じられ、折損、漏えい等を防止する構造とされていなければならない。

(基礎等に係る基準)

第 5 条 条例第 2 条第 3 号に規定する区域内において建築される建築物は、次の各号に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 建築物の基礎について、杭基礎工法、ベタ基礎工法等により構造耐力上安全であるための措置が講じられていること
- (2) 建築物の基礎について、構造計算、地盤調査等によりその構造が安全であることが確認されていること
- (3) 地盤調査等により、敷地の盛土表層の地すべりのおそれがある場合には、盛土表層の地すべりに対して地盤改良、抑止杭等の措置が講じられていること

2 条例第 2 条第 4 号に規定する区域内において建築される建築物は、前項第 1 号及び第 2 号に掲げる基準を満たさなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成24年9月10日から実施する。

2 仙台市災害危険区域条例に基づく指導基準は、廃止する。

附 則（令和5年3月14日改正）

この改正は、令和5年5月26日から実施する。